

ケアプランあいふるケア重要事項説明書

当事業所は介護保険事業所の指定を受けています。
(指定 第 2376600132 号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスの事業（以下「事業」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、当事業所と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも要介護状態であれば、サービスの利用は可能です。

◇◆目 次◆◇	
I 事業者	2
II 事業所の概要	2
III 職員の配置状況	2
IV 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
V サービスの利用に関する留意事項	6
VI 苦情受付について	6
VII 事故発生時の対応について	6
VIII 非常災害対策について	7
IX 感染症対策について	7
X 虐待防止について	7
XI 災害による営業中止について	7

I 事業者

- 1 法人名 有限会社 あいふるケア
- 2 法人所在地 愛知県田原市田原町大沢 3 番地 343
- 3 電話番号 0531-22-5872
- 4 代表者氏名 代表取締役 高橋 芳子
- 5 設立年月 平成 11 年 5 月 11 日
- 6 ホームページ <http://www.aifurucare.com/>

II 事業所の概要

- 1 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
平成 11 年 12 月 28 日 指定 第 2376600132 号
- 2 事業所の目的 指定居宅介護支援の提供
- 3 事業所の名称 ケアプランあいふるケア
- 4 事業所の所在地 愛知県田原市田原町殿町 16-10
- 5 電話番号 0531-23-1766
- 6 管理者氏名 飛田 正子
- 7 当事業所の運営方針
 - (1) 当事業所の介護支援専門員は、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
 - (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
 - (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
 - (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
 - (5) 障害福祉サービスの利用者が、介護保険サービスを利用する場合等には特定相談支援事業者、障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めます。
- 8 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日
- 9 通常の事業の実施地域 田原市のうち別紙 1 に記載する区域
- 10 営業日及び営業時間

営業日	月～土（12/30～1/3 を除く）
受付時間	9：00～17：30
サービス提供時間帯	9：00～17：30

III 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- 1 主な職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1 名	—	1 名
2. 主任介護支援専門員	1 名以上	—	1 名
3. 介護支援専門員	—	1 名以上	1 名

※上記員数については取得加算によって必要人数が異なるため最低配置基準とします。

- (1) 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
- (2) 例：週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

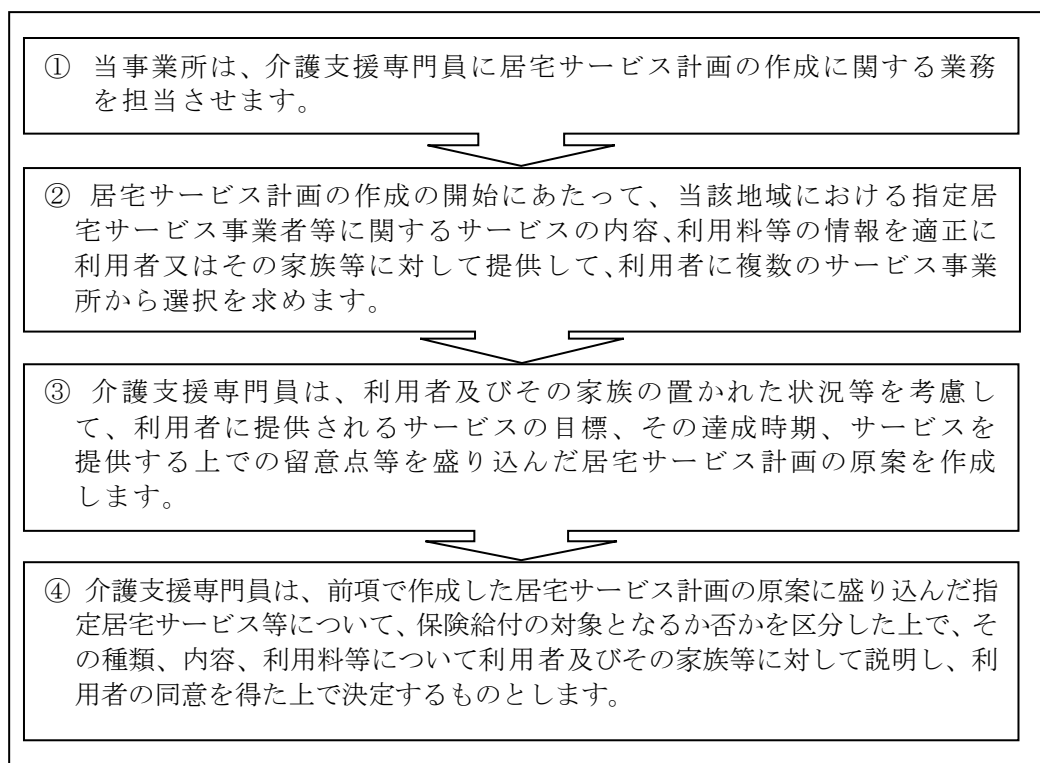
IV 当事業所が提供するサービスと利用料金

1 サービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

(2) 居宅サービス計画の作成の流れ



ア 利用者または家族がケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、及びその理由を求めることが可能です。

イ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求め、主治の医師等に対してケアプランを交付します。

ウ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニ

タリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、主治の医師等に必要な情報伝達を行います。

(3) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ア 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況を把握します。

イ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

ウ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(4) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または当事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、当事業所と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(5) 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(6) 特定事業所集中減算対象サービスの割合

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所における以下の利用割合について説明を行います。

- ①前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- ②前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合。

2 サービス利用料金（1月あたり）

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、当事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、当事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、1月のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。なお、指定居宅介護支援介護給付費に定める給付額に応じてお支払いいただきます。

(1) 居宅介護支援費

（全額保険負担）

要介護度区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金（1月）	10,860 円		14,110 円		
2. うち介護保険から給付される額（10割）	10,860 円		14,110 円		
3. サービス利用に係る自己負担額	0 円		0 円		

(2) その他の加算

必要に応じて以下の加算が個別に生じます。

(全額保険負担)

加算項目	料金	
虐待防止措置未実施減算	1 月につき	99/100 (%)
特定事業所集中減算	1 月につき	－2,000 円
初回加算	1 月につき	3,000 円
特定事業所加算 (Ⅰ)	1 月につき	5,190 円
特定事業所加算 (Ⅱ)		4,210 円
特定事業所加算 (Ⅲ)		3,230 円
特定事業所加算 (A)		1,140 円
特定事業所医療介護連携加算		1,250 円
入院時情報連携加算Ⅰ		2,500 円
入院時情報連携加算Ⅱ	1 回につき	2,000 円
退院・退所加算 (Ⅰ) イ		4,500 円
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ		6,000 円
退院・退所加算 (Ⅱ) イ		6,000 円
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ		7,500 円
退院・退所加算 (Ⅲ)		9,000 円
通院時情報連携加算	1 月につき	500 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1 月につき	月 2 回限度
ターミナルケアマネジメント加算	1 月につき	2,000 円
		4,000 円

(3) 介護職員等処遇改善加算

「居宅介護支援費」及び「その他の加算」の合計に対し、処遇改善加算率 (2.1%) を乗じた金額となります。

(4) 基本単価の地域区分 (7 級地 : 2.1%)

「居宅介護支援費＋その他の加算」×地域区分 (加算率) を乗じた金額となります。

(5) 通常の事業実施区域外への訪問

通常の事業実施区域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の訪問費用として、下記料金をいただきます。

通常事業の実施地域を越えた地点から、片道 30 km 以上 2,100 円

(6) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1 か月ごとに計算しご請求しますので、翌月 27 日までにご指定の口座から引落しさせていただきます。

注) 毎月、引き落としをさせていただきますので、残高のご確認をお願いします。

V サービスの利用に関する留意事項

1 サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

2 介護支援専門員の交替

(1) 当事業所からの介護支援専門員の交替

当事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(2) 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、当事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

3 医療機関との連携促進

利用者が医療機関に入院した場合は担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関へお伝え下さい。

VI 苦情等の受付について

サービスに関する相談や苦情、事故、故障等の緊急時については、次の窓口で対応いたします。

担当部署	ケアプラン事業部 飛田正子	電 話	0 5 3 1 - 2 3 - 1 7 6 6
相談時間	毎週 月曜日～土曜日 午前9時から午後5時30分		

行政機関その他苦情受付機関

田原市役所健康福祉部 高齢福祉課 長寿介護係	所在地：田原市田原町南番場 30 番地 1 電話番号：0531-23-3217 F A X：0531-23-3545 受付時間：9：00～16：30
東三河広域連合 介護保険課	所在地：豊橋市八町通二丁目 16 電話番号：0532-26-8471 F A X：0532-26-8475 受付時間：8：30～17：15
愛知県 国民健康保険団体連合会 介護福祉室内苦情相談室	所在地：名古屋市東区泉一丁目 6 番地 5 号 南館 7 階 電話番号：052-971-4165 F A X：052-962-8870 受付時間：9：00～17：00

VII 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、当事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

VIII 非常災害対策について

当事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、その他必要な訓練を行います。
また別途業務継続計画を作成します。

IX 感染症対策について

当事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のために、感染症対策指針を作成し、平常時の対策及び発生時の対応についての管理体制を確保し、感染症対策委員会を設置して定期的に開催します。職員は感染症マニュアルに基づきシミュレーション訓練など必要な訓練を行います。また別途業務継続計画を作成します。

X 虐待防止について

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止に次の措置を講じます。また、虐待を受けている恐れがある場合には、直ちに防止策を講じ
県市町村へ報告します。

- ① 対策検討委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施します。
- ④ 上記措置を適切に実施するために担当者を置きます。

XI 災害による営業中止について

事業者は地震・風水害等自然災害発生、または警報・注意報が発令された場合、サービス提供を中止する場合があります。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項（令和 6 年 4 月 1 日改定）の説明を行いました。

ケアプランあいふるケア

説明者職名 介護支援専門員

氏 名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

契約者住所

氏 名

（続柄： ）

※この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

I サービス提供における事業所の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、利用者または家族の請求に応じて閲覧させるものとします。
- ② 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 職員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

II 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

III サービス利用をやめる場合（利用の終了について）

1 利用の有効期間と更新について

利用の有効期間は、利用開始の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、有効期間満了の 2 日前までに利用者から利用終了の申し入れがない場合には、利用は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

有効期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所の利用は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護又は要支援認定により利用者の心身の状況が自立や要支援 1・2 と判定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 当事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から利用中止の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 当事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

2 利用者からの利用中止の申し出

利用の有効期間であっても、利用者から利用解除することができます。その場合には、利用終了を希望する日の7日前までに中止届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に利用を解除することができます。

- ① 当事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 当事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本説明書に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 当事業所もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ④ 当事業所もしくは職員が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント等の迷惑行為）、その他利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合

3 当事業所からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、利用開始時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者又は契約者が、故意又は重大な過失により当事業所又は職員もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等の迷惑行為）、その他利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 利用者・家族が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（反社会的勢力等）と契約後に確認された場合

IV 緊急時の連絡方法について

1 緊急時の体制

利用者の生命・財産・信用等の安全を第一に考え可能な限り速やかに必要な措置を講ずることを目的とした、連絡体制を確立します。

2 連絡先 ケアプラン あいふるケア

電話番号 090-2926-6125

※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

別紙 1

通常の事業の実施地域 田原市の内、下記地域とする。

田原市：相川町、赤石、芦町、伊川津町、石神町、宇津江町、浦町、江比間町、大久保町、折立町、加治町、片西、片浜町、神戸町、光崎、古田町、御殿山、白磯、白浜、白谷町、高木町、田原町、豊島町、長沢町、仁崎町、西神戸町、野田町、波瀬町、八王子町、馬伏町、東赤石、東神戸町、姫見台、福江町、ほると台、緑が浜、南神戸町、向山町、六連町、村松町、やぐま台、谷熊町、山田町、夕陽が浜、吉胡台、吉胡町 (50 音順)